

東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区条例第二十二号

東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例

(東京都北区特別区税条例の一部改正)

第一条 東京都北区特別区税条例(昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第十七条中「第十二項まで」を「第十一項まで」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第七項及び第十二項」を「第六項及び第十一項」に改める。

第二十三条第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に改める。

第二十四条の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第二十四条の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定に

については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとす。

第四十九条第四項中「上欄に掲げる製造たばこ」の下に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加え、「第三項第一号」を「前項第一号」に改める。

第五十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（法第四百六十九条第一項第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第十六条の二の三」を「第十六条の二の三第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第一項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第五十一条の三第一項又は第二項の規定による申告書に前項（法第四百六十九条第一項第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第十六条の二の三第一項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第五十一条の三第一項中「第五十一条第二項」を「第五十一条第三項」に改め

る。

付則第二条の二中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」）に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第四条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

付則第四条の二中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

付則第十条第一項中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

付則第十一条第一項及び第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

付則に次の三条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第十六条 第五条の三第八項の規定は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第十七条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十条の規定を適用する。（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の三の三の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

第二条 東京都北区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

（東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例（令和元年六月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中東京都北区特別区税条例第十条第一項第二号の改正規定を削る。

付則第一条第三号を次のように改める。

三 削除

付則第三条を次のように改める。

第三条 削除

付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中東京都北区特別区税条例第四十九条第二項にただし書を加える改正規定及び同条第四項の改正規定並びに付則第四条の規定 令和二年十月一日

二 第一条中東京都北区特別区税条例第十条第一項第二号、第十七条、第二十三条第一項ただし書及び付則第二条の二の改正規定並びに付則に三条を加える改正規定（付則第十六条に係る部分を除く。）並びに次条並びに付則第三条第二項及び第三項の規定 令和三年一月一日

三 第二条の改正規定及び付則第五条の規定 令和三年十月一日

四 第一条中東京都北区特別区税条例付則第十条第一項及び第十一条第三項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日（延滞金に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の東京都北区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第二条の二の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（区民税に関する経過措置）
第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第十七条及び第二十三条第一項の規定は、令和三年度以後の年度分の区民税について適用し、令和二年度分までの区民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法

律第五号)第一条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦(旧法第三百十四条の二第三項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第二百九十二条第一項第十二号に規定する寡夫である第九条第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。)とする。

4 新条例第二十四条の二第一項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第二十四条の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三条の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する同項に規定する申告書について適用する。

(特別区たばこ税に関する経過措置)

第四条 付則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第五条 付則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十三号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十三の項額の欄中(16)を(17)とし、(3)から(15)までを(4)から(16)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) プロジェクションマッピング

面積五平方メートルまでにつき 三千二百二十円（ただし、面積千平方メートルを超えるものにあつては、六十四万四千元）

別表第二中一の二の項を削り、一の三の項を一の二の項とする。

付 則

この条例中別表第二の改正規定は公布の日から、別表第一の改正規定は令和二年七月一日から施行する。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区条例第二十四号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二東京都北区立飛鳥中学校の項中「東京都北区西ヶ原三丁目五番十二号」を「東京都北区田端六丁目九番一号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、東京都北区教育委員会規則で定める日から施行する。

東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十五号

東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例

東京都北区立保育所条例（昭和三十六年四月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表東京都北区立滝野川北保育園つぼみ分園の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、東京都北区規則で定める日から施行する。

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二十六号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の特例）

第十一条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等が、第二十四条第二項の規定により保険料の減免を受けようとする場合において、同項に規定する申請書の提出期限内に申請ができなかつたことにつきやむを得ない事由があると認められる場合における同条の規定の適用については、同項中「納期前七日まで」とあるのは「納期前七日まで（新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事由があると認められる場合には、区長が指定する日まで）」と、同条第三項中「申請のあつた日以後」とあるのは「申請のあつた日（前項の規定により区長が申請書の提出期限を指定した場合において、当該指定した提出期限の日までに申請書を提出したときにあつては、区長が必要と認められた日）以後」とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例付則第十一条の規定は、令和元年度分及び令和二年度分の保険料であって、納期限が令和二年二月一日から東京都北区規則で定める日までの間に属するものに適用する。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年六月十七日

東京都北区長
花川 與惣太

東京都北区条例第二十七号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例

東京都北区介護保険条例（平成十二年三月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「二万七千五百十八円」を「二万二千十四円」に改め、同条第三項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「二万七千五百十八円」を「二万二千十四円」に、「三万九千二百五十九円」を「三万八十六円」に改め、同条第四項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「二万七千五百十八円」を「二万二千十四円」に、「五万千円」を「四万九千六百五十五円」に改める。

付則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等に係る保険料の減免の特例）

第十条 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第一号被保険者等が、第十二条第三項の規定により保険料の減免を受けようとする場合において、同項に規定する申請書の提出期限内に申請ができなかつたことにつきやむを得ない事由があると認められる場合における同項の規定の適用については、同項中「前七日まで」とあるのは「前七日まで（新型コロナウイルス感染症の影響によ

りやむを得ない事由があると認められる場合には、区長が指定する日まで」とする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の東京都北区介護保険条例第四条の規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の東京都北区介護保険条例付則第十条の規定は、令和元年度分及び令和二年度分の保険料であって、納期限が令和二年二月一日から東京都北区規則で定める日までの間に属するものに適用する。